

2018 年 6 月 28 日

公益通報者保護専門調査会座長

山本 隆司 様

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

浦郷 由季

意見書

今回の公益通報者保護専門調査会を所用により欠席いたしますので、書面にて意見を申し述べます。

記

1. 不利益取扱いが通報を理由とすることの立証責任の緩和

○立証責任の緩和を法律上規定することに賛成します。今回の参考資料にも示されていますが、通報者が不利益取り扱いの無効などを理由に裁判を起こした場合に、企業側が「通報以外の理由による処分である」と主張して裁判が長引いたり、手元に資料の少ない通報者が立証に苦勞するなどの事例が現に存在しています。このような現実がある以上、通報者の負担を軽くするため立証責任の転換は不可欠だと思います。

○企業側には、自らが実際に行った不利益取り扱いに関する情報・証拠が十分にあると考えられるのに対し、通報者側にはそのような資料がほとんどないのが通常ですから、立証責任を転換して、企業側に通報したことを理由とする処分でないことの反証をさせても企業側に不利ということにはならず、公平の理念にもかなっていると思います。

○個別の労働紛争(不当労働行為)について立証責任が緩和されていないこととのバランスを欠くとの意見もあるようですが、公益通報は個々の労働者の利益を超えて広く社会に影響を与えるものですので、公益通報を理由とする不利益取り扱いについて立証責任の転換をしたとしてもバランスを欠くことにはならないと思います。

○対象とする不利益取り扱いの種類については、配置転換に関しての不利益取り扱い事例が多く見受けられることも踏まえ、解雇だけにとどまらず、不利益取り扱い全般について立証責任の転換がなされるべきです。

2. その他の論点

<通報行為に関する損害賠償責任>

○本法に定める要件を満たす公益通報をしたことによって民事責任を問われることはないと考えられることなど、逐条解説やガイドラインで示されているにも関わらず、通報を理由とした損害賠償請求の事例が絶えません。いわゆるスラップ訴訟を許せば、市民の多くは怖くて通報をためらってしまうと思いますので、通報を理由とした損害賠償請求訴訟自体を禁止し、仮にそのような裁判を起こしたら逆に通報者から企業側に対し損害賠償請求できるようにしていただければと思います。少

なくとも現にこうした恫喝的な訴訟がある以上、通報者は通報を理由とした損害賠償責任を負わないことを法律に明記していただきたいです。

<通報妨害及び通報者の探索の禁止>

○通報妨害や通報者の探索自体が通報者への精神的プレッシャーとなり嫌がらせ行為ととらえられることもありますので、不利益取り扱いの一つとして例示してはどうかと思います。また通報妨害は、実際に公益通報がなされる前段階に行われることが多く（東洋ゴムの例など）、現行法の規定では対応できないケースもあると思いますので、特に法律で禁止することが必要ではないでしょうか。

<濫用的な通報の対応策>

○具体的にあったケースや実際に想定されるケースをもとに議論しないと実のある議論にならないのではないのでしょうか。例えば公益目的がまったく存在しない場合に通報をするケースが想定されているとすると、もともと保護法の保護の対象にはならないわけですから、濫用の例としてはふさわしくないと考えますし、通報される前から人事処分を検討していたところ先回りして通報されたような場合には、企業側が、通報を理由とした処分ではないことを比較的容易に証明できるのですから、保護法の要件との関係ではあまり問題にならないと思います。濫用を懸念される立場の方からは、真に問題になりそうなケースをご提示いただければと思います。

<通報者に対するフィードバック>

○通報を活性化するためには通報者へのフィードバックも重要だと思います。真摯な通報に対しては、真摯に応答してあげることが通報の促進につながると思います。

新宿区では「公益保護のための通報に関する条例」第 18 条において通報者への通知義務が定められていますので参考にいただければと思います。

参照：<http://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000043276.pdf>

今回の諮問は、現行公益通報者保護法が、通報者を委縮させ、社会をよくする公益通報がなされないために社会全体にマイナスとなっていることを、改善することが目的だと認識しています。したがって、当専門調査会は、通報者を委縮させている諸要因を取り除き、通報を促進する手立てを講じることが任務だと心得ています。

以上